

優良浄化槽を認定 業界4団体が新制度

浄化槽の施工や保守点検に
関わる県浄化槽協会など
関係4団体は4月、適正に
維持管理されている合併処理
浄化槽を「優良浄化槽」
に認定する制度を始める。

設置された浄化槽が、①
合併処理浄化槽であること

②正しく施工されているこ
と③水質を良好に保つてい
ること――などを要件に認定
する。優良浄化槽には「認
定シール」を交付する。

浄化槽は家庭から排出さ
れる汚水を浄化し、河川などに放流するための設備。
下水道のない地域に設置され、県内に約30万基ある。
本県は全国で5番目に設置
数が多く、県民の2人に1
人が利用している。

トイレの汚水を処理する
単独処理浄化槽と、台所や
風呂などの排水も合わせて
処理できる合併処理浄化槽
の2種類あり、県内では單
独処理浄化槽が6割を超
える。合併処理浄化槽への転
換も課題となっている。

県環境検査事業団の青木
勝事務局長は「浄化槽が社
会基盤として安定的に機能
を発揮するには、施工や保
守点検、清掃などが適切に
行われることが重要。認定
制度を通じて、利用者や業
者に適正利用の大切さを意
識してもらいたい」と制度
導入の狙いを説明する。